

発 行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議 (秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0922 秋田市旭北栄町1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

「！！！事件簿！！！」
「全国における最近の暴力団の事件・検挙事例等について」

○ 「任侠山口組」が指定暴力団に！～ 全国で23団体～

兵庫県公安委員会は、「任侠山口組」を指定暴力団として3/22官報で告示した。日本最大の指定暴力団「山口組」が3つに分裂した状態になり、全国の指定暴力団は23団体となった。

神戸山口組(兵庫県淡路市)から昨年4月に離脱した任侠山口組(尼崎市)が指定暴力団となり、山口組(總本部・神戸市灘区)を合わせ、兵庫県内に山口組の名を冠した3つの指定暴力団が存在することになった。

指定により、不当要求に対する中止命令、抗争時の事務所の使用制限などが可能となるが、それぞれ組織の規模や形態が異なり依然、衝突の危険をはらんでいる。

昨年9月には神戸市内で神戸山口組系組員に任侠山口組の代表が襲撃され、組員1人が射殺された。今年3月上旬には尼崎市の路上で、神戸山口組の幹部が何者かにバットのようなもので殴られる事件が起きている。特に任侠山口組は、他団体と違う方針で急速に勢力を拡大する動きを見せており、兵庫県警が警戒を強めている。

【山口組の分裂】

◎ 山口組(大正4年結成) ⇒ 神戸山口組(平成27年8月結成) ⇒ 任侠山口組(平成29年4月結成)

反社勢力及び悪質クレーマーに対する対応要領 ④

(1) 有利な場所で応対する

- 基本的には、自社の応接室等で対応する。
- 暴力団の組事務所等相手の指定する場所へは出向かない。



- * 一度でも組事務所や相手の指定場所に出向くと、以後このパターンで呼び出されることになる。
- * 自社の応接室等で対応する場合は、「暴力団追放ポスター」、「不当要求防止責任者選任済証」等を掲出する。
- * 自社以外で会わなければならない場合は、衆人の目が届くホテルのロビー、喫茶店等が適当であるが、必ず2名以上の複数人で出向く。

対応例

☆ 電話で面会要求

反社～「今からそちらに行くからな！」等

対応～「今来られてもお会いすることは出来ません。来られても無駄足になります」

※ 相手の都合に合わせる必要はない。

反社～「こっちに来い！」等

対応～「そちらに伺うことはできません」

※ 相手の指定した場所は、心理的に不利。相手の指定した場所は可能な限り避ける。

☆ 不意に訪問された場合

反社～「社長(課長)に会いたい」等

対応～「予め約束のない面会には応じかねます」又は、名前と要件を確認した上で「担当に連絡します」、「私が担当ですので、私が伺います」

※ 居留守は使わない。居留守を使ったことが後刻判明した場合、攻撃材料に使われる。

※ 日時を指定して、十分な準備をしてから面会する。